火入れと野焼きに注意!!

ー 山火事を 防ぐあなたの 心がけ ー

- 令和３年は<u>２６件</u>の山火事が発生し、<u>約７割が３～５月に集中</u>しています。
- 例年、山火事の発生原因で<u>たき火・野焼き</u>によるものが<u>約７割</u>を占めています。
- 大切な森林を山火事から守るために、野外での火の取り扱いには十分注意しましょう。

【火入れ】

森林又はその周囲１kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、市町村長の許可が必要！

火入れ許可の対象は、次の目的に限られます。

◆造林のための地ごしらえ・開墾準備

◆害虫駆除・焼畑・牧草の改良

（森林法第21条）

【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、原則禁止！（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の２）

例外として

◆農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

◆たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

→市町村条例により、行為前の消防署への届け出が必要

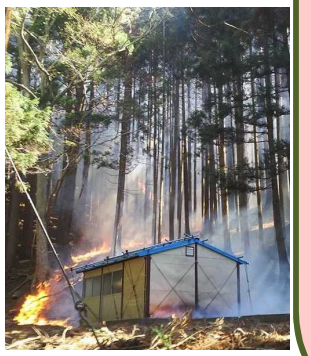

山火事の発生現場

令和３年の岩手県内の山火事発生状況